

安達地域循環型社会形成推進地域計画

二本松市

本宮市

大玉村

安達地方広域行政組合

平成 26 年 11 月 28 日

目 次

	Page
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
3 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設の整備	9
(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの	9
(5) その他の施策	10
4 計画のフォローアップと事後評価	11
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11
添 付 書 類	13
様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	14
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	15
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	16
参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）	18
参考資料様式 6 計画支援概要	19
添付資料 1 対象地域図	20
添付資料 2 分別区分説明資料	21
添付資料 3 目標の設定に関するグラフ等	22

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 二本松市、本宮市、大玉村
面 積 512 km²
人 口 96,068 人（平成 25 年 10 月 1 日現在）

区 分	二本松市	本宮市	大玉村	合 計
人口（人）	56,938	30,705	8,425	96,068
面積（km ² ）	345	88	79	512

注. 上表の人口は「計画収集人口」であり、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者数は含みません。
避難者数は2市1村で約4,000人であり、全体への影響は軽微と考えます。

(2) 計画期間

本計画は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

(3) 基本的な方向

本地域は、福島県内の主要都市が並ぶ中通り地方にあり、県庁所在地である福島市と、県内第 2 の人口を有する郡山市の間に位置し、東西 35km、南北 18km、面積 512 km²に及ぶ地域です。また、より広域的に見ると、本圏域は北東国土軸上に位置し、おおよそ東京から 250km 圏内、仙台から 100km 圏内にあります。

本地域では、天然資源の使用を抑制するために、住民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や排出者責任を踏まえた取り組み、市村・組合は住民・事業者を支援するための取り組みなどを実施しています。

発生抑制や減量化に取り組んだ上で排出されるごみについては、住民・事業者に徹底した分別の協力を求め、組合は、中間処理を行い、資源の回収に努めています。また、従来から地域での集団回収や資源ごみの分別収集、不燃ごみ・粗大ごみ等からの資源化に力を入れています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により大きな被害を受け、被害からの復旧や災害廃棄物の処理などにより、ごみの減量化・資源化に関する取り組みを実施できない期間が長く続きました。しかし、平成 26 年度現在では、災害廃棄物の処理もほぼ完了したため、これらの施策を再開するとともに、更なるごみの減量化・資源化に向けた各種の取り組みについて検討・展開し、循環型社会づくりを推進する方針です。

このため、効率的・効果的に資源化が図られるよう、計画的な施設・設備の整備を推進します。また、施設整備に合わせて、環境に配慮した安全で適正な処理体制を整備します。

具体的には、今後、リサイクルセンターに小型家電の選別設備等と古紙類を対象とするストックヤードを整備するとともに、リサイクルプラザの現行の粗大ごみ用破砕機をより大規模化・高機能化して、効率的なごみ処理と資源化を推進する予定です。

(4) 広域化の検討状況

本地域は、「福島県ごみ処理広域化計画（平成 21 年度改訂）」（平成 22 年 3 月策定）に基づき、福島市、伊達地域（伊達市、桑折町、国見町、川俣町）とともに「県北ブロック」として、一般廃棄物処理の広域化を推進します。震災時や災害時においても、相互に協力し、円滑で迅速な処理を推進します。



図 1 安達地域の位置図

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

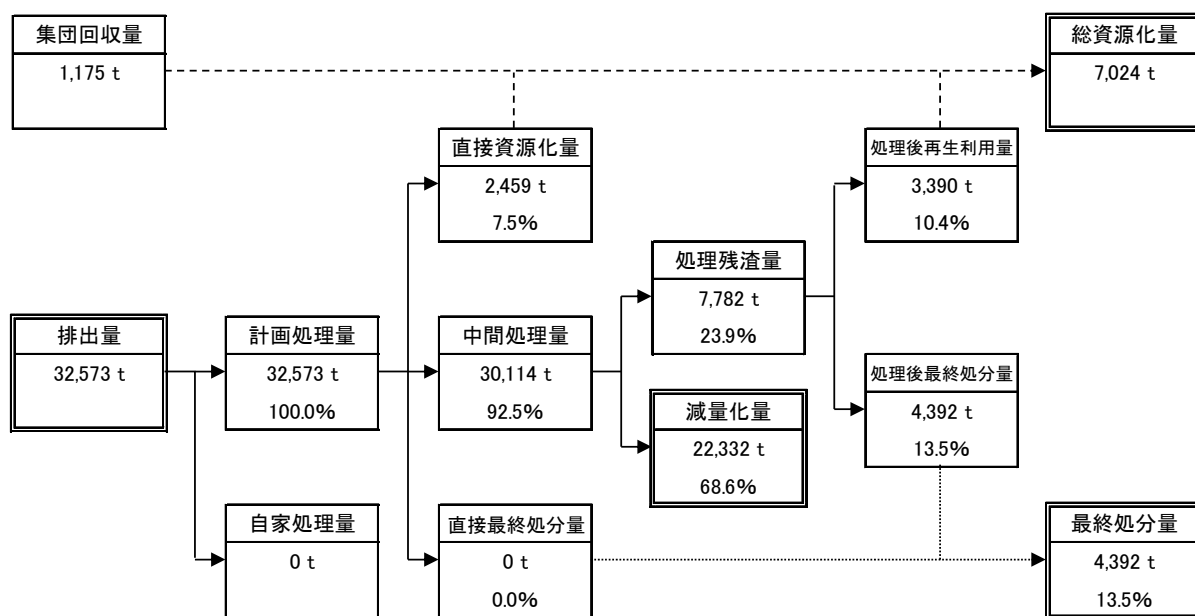
平成 25 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりです。

総排出量は、集団回収量も含め、33,748 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 7,024 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量＋集団回収量））は 20.8％です。

中間処理による減量化量は 22,332 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 68.6％が減量化されています。

また、集団回収量を除いた排出量の 13.5％に当たる 4,392 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量 30,114 トンのうち焼却処理量は 25,294 トンです。



※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は 100％にならない場合があります。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※ ¹) (平成25年度)	目標(割合※ ¹) (平成32年度)
排出量	事業系 総排出量	4,717 トン	3,818 トン (-19.1%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	1.1 トン/事業所	0.9 トン/事業所 (-19.5%)
	家庭系 総排出量	27,856 トン	21,756 トン (-21.9%)
	1人当たりの排出量※ ³	229.8 kg/人	150.5 kg/人 (-34.5%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	32,573 トン	25,574 トン (-21.5%)
再生利用量	直接資源化量	2,459 トン (7.5%)	3,078 トン (12.0%)
	総資源化量	7,024 トン (20.8%)	7,733 トン (29.0%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
減量化量	中間処理による減量化量	22,332 トン (68.6%)	15,646 トン (61.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,392 トン (13.5%)	3,266 トン (12.8%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

総資源化量は集団回収量を含めた排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

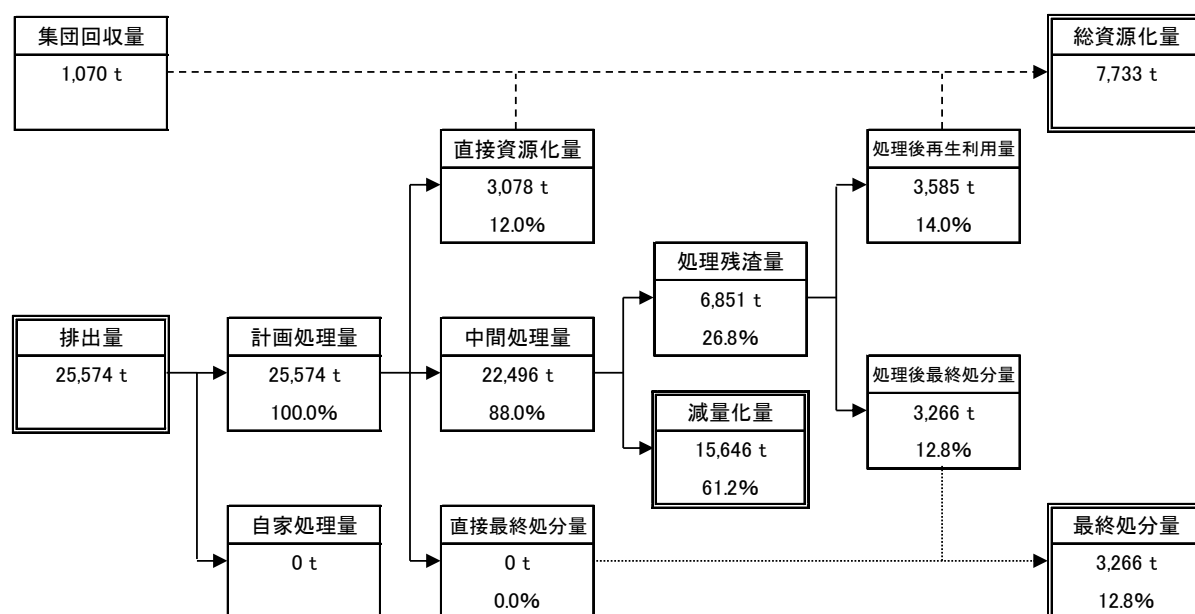
排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合があります。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成32年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ごみの発生抑制、再使用については、構成市村との連携・協力の下、以下の施策を推進します。

今後、東日本大震災により中断されていた各種の取り組みを再度実行します。

また、更なるごみの発生抑制、再使用を推進するために、これまでの取り組みを強化するとともに、新たな事業の取り組みについて検討します。

ア 有料化

有料化の第一段階としては、行政と相まって住民自らがごみの減量化・資源化、さらに指定袋の種類等も考慮した分別の徹底に向けた取り組みを展開し、第二段階として、第一段階の取り組みを展開した後において、ごみの減量化・資源化の推進状況を見極め、かつ、市村の財政状況を踏まえながら、改めて有料化を検討します。

有料化を実施する場合には、市村における説明会等を開催し、住民から十分な理解を得られるようにします。

イ 集団資源回収の推進

地域で取り組まれている集団回収の推進を図るため、活動場所の提供や用具の貸与、活動の PR、補助金の交付等を行い支援します。

ウ 生ごみの発生抑制と減量化

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄を出来るだけなくすための啓発を行うなど、生ごみの発生抑制に努めます。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理機器等での処理等により、減量化を推進します。

エ 過剰包装の抑制

マイバックキャンペーンを展開し、住民に対して買い物袋の持参（マイバッグ）を推進します。また、過剰包装を断るなどの習慣が定着するよう働きかけます。

オ 事業者に対する指導

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するなど、事業者に対して事業系ごみの分別徹底を指導することにより、事業系ごみの減量化・資源化を図ります。

カ 処理手数料適正化のための定期的な検討

直接搬入ごみについては、適正な処理手数料を徴収することにより、分別徹底等によるごみの減量化・資源化を推進するよう、排出者に対する経済的動機づけ（インセンティブ）を与えます。

このため、処理手数料については定期的に検討を行います。

キ 事業者等による資源回収の取り組みの推進

地域のスーパーや小売店に対して紙パックやペットボトル、アルミ缶、発泡スチロールトレイなどの資源物（容器包装類）の店頭回収や、廃蛍光管や乾電池、小型家電製品などの販売店回収への協力を要請します。

ク 情報の共有化

正しいごみ出し方法の浸透・普及に向けて、広報紙やチラシなどを用いて啓発・PRに努めます。

また、ごみ処理に関する情報をはじめ、ごみの減量化・資源化等を含めて、国、県、市村・組合の取り組みなどの情報については、迅速・正確かつわかりやすい情報提供に努めます。

この他、構成市村・自治会などと連携を図り、地域説明会を実施するなどして、住民に対してごみの減量化・資源化への協力を求めます。

ケ 環境教育・環境学習

ごみの減量化を推進したり、正しい排出方法を広く住民・事業者浸透させていくためには、一人ひとりがごみ問題や環境問題に関心を持ち、その大切さを理解する必要があります。

このため、ごみ問題についての環境教育・環境学習を推進します。

特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動の習得を目指し、以下に示す事業を行うことで、小中学校での環境教育・環境学習を推進します。

- ・副読本等を配布し、ごみの減量化・資源化についての意義、効果について啓発します。
- ・ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会、ごみ処理施設見学会、環境ポスターの公募、親子で参加する体験学習などを行い、実践を通じた意識啓発を図ります。
- ・市村・組合の教育関連部署、NPOなどと連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習のカリキュラムの作成などを検討します。

コ 連携・協力体制の強化

地域全体での取り組みを推進するため、自治会・各種団体・各種事業所・NPOなどと連携・協力体制を密にするとともに、現状の課題等についての情報の共有化を図ります。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりです。

平成26年度現在、地域においてごみの分別区分は統一されています。

今後も、住民の負担の公平化や将来における新しいごみ処理施設・設備の整備等の観点からも、地域全体でのより適正なごみ出し方法や分別区分などについて引き続き検討を行うものとします。

また、併せてごみの減量と資源回収量の向上のための検討を進めることにより、循環型社会の構築を総合的に推進するものとします。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することによりごみ処理施設（もとみやクリーンセンター）に搬入されています。搬入時の分別区分は、家庭系ごみの分別区分に準じています。

施設に搬入する際、持ち込まれたごみの検査を実施することにより、分別されていない場合には受け入れを拒否するなどし、ごみの減量化・資源化の推進を指導しています。

事業系一般廃棄物については、すべて排出者処理責任として事業者が自ら処理するよう指導しています。また、多量排出事業者に対しては、減量化計画の提出を求めるなど指導しています。

今後も、事業系一般廃棄物の減量化・資源化の一層の推進に向けて、事業系生ごみの減量化、事業系資源物（オフィス古紙やダンボールなど）の分別徹底とリサイクルなどに努めます。

ウ 一般廃棄物処理施設で合わせて処理する産業廃棄物の現状と今後

組合規約に即し、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物について処理を行います。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などにより資源化に努め、リサイクルの推進と最終処分量の削減を図ります。
- ◇ 分別品目については随時検討を加え、見直し・拡大を視野に入れ、資源化を推進します。
- ◇ 事業者への適正なごみ排出の指導を行い、事業系ごみの減量化及び資源化に努めます。
- ◇ 可燃ごみについては、今後も焼却施設において適正に処理し、より一層の循環型社会の構築を目指します。
- ◇ 資源ごみについては、今後もリサイクルセンター・リサイクルプラザで適正に選別・保管等を行い、資源化を推進します。
- ◇ 粗大ごみ用破砕機及び小型家電選別設備等の整備を行い、不燃ごみ、粗大ごみ及び小型家電製品の適正処理と資源化を推進します。

表 2 安達地域の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成25年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量 (t)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却→埋立	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター 焼却施設	残渣 組合の最終処分 場で埋立処分	24,128	
不燃ごみ、粗大ごみ	破砕・選別→焼却、 埋立、リサイクル	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター リサイクルプラザ	資源物	2,641	
			可燃残渣		
			不燃残渣		
—	—	—	—	—	—
資源ごみ	古紙・古布	選別・保管→リサイ クル	資源物	5,804	
	缶類	選別・圧縮→リサイ クル	資源物		
	生きびん	選別・保管→リサイ クル	資源物		
	びん類	選別→リサイクル	資源物		
	ビニール・ プラスチックごみ	選別・保管→リサイ クル、焼却	資源物		
	ペットボトル	選別・圧縮→リサイ クル	資源物		
	有害ごみ	保管→リサイクル	—		
集団回収	リサイクル	—	—	1,175	—



今後(平成32年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量 (t)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却→埋立	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター 焼却施設	残渣 組合の最終処分 場で埋立処分	16,671	
不燃ごみ、粗大ごみ	破砕・選別→焼却、 埋立、リサイクル	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター リサイクルプラザ	資源物	1,436	
			可燃残渣		
			不燃残渣		
小型家電	選別→リサイクル		資源物	7,467	
資源ごみ	古紙・古布	選別・保管→リサイ クル	資源物		
	缶類	選別・圧縮→リサイ クル	資源物		
	生きびん	選別・保管→リサイ クル	資源物		
	びん類	選別→リサイクル	資源物		
	ビニール・ プラスチックごみ	選別・保管→リサイ クル、焼却	資源物		
	ペットボトル	選別・圧縮→リサイ クル	資源物		
集団回収	有害ごみ	保管→リサイクル	—	—	—
	リサイクル	リサイクル	—		

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)に示した今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行います。

表3 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置 予定地	事業 期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	小型家電選別設備等整備事業	1,000kg/日	本宮市本宮字作田 113	H28
2	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード整備事業	面積 150 m ² (容積 430 m ³)	本宮市本宮字作田 113	H28
3	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ用破碎機整備事業	25 t /5h	本宮市本宮字作田 113	H28

(整備理由)

事業番号1：小型家電の資源化の推進。

事業番号2：効率的かつ合理的な保管場所確保のための新たな整備、資源化の推進。

〔既存ストックヤードは将来的に小型家電用として使用する予定であり、その代替として
同じ施設内に新たなストックヤードを整備。〕

事業番号3：既存設備の老朽化への対処、設備の効率化、資源化の推進。

(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行います。

表4 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業 期間
31	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H27
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画策定	H27
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る小型家電選別設備等整備に伴う地質調査事業	地質調査	H27
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る施工監理事業	施工監理	H28

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 再生品の需要拡大事業

行政において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努めます。

また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけるとともに、エコマーク商品等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行います。また、事業者に対してアフターサービスの充実、リサイクルしやすい商品の開発や販売を要請します。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行います。

また、パソコン及びパソコン関連機器に関しても、資源有効利用促進法に基づき、回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行います。

ウ 不法投棄対策

本地域は面積が広い上に山林・農地等が多く、不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて常時監視を行うことは非常に困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、対応に苦慮している状況にあります。

こうした状況の中で、組合や構成市村は不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行うほか、不法投棄の防止に向けて関係団体などとの連絡体制の整備を図り、住民・事業者・行政が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努めます。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に組合でのごみ処理が不可能になった場合に備えて、周辺地域の自治体・組合との連携体制の構築に努めます。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備に努めます。

【仮置場】

- 各市村の公有地
- 組合の処理・処分施設の敷地内

【仮置後の処理・処分】

- 組合の処理・処分施設での処理

オ 特殊廃棄物の対策

高齢化の進行に伴い、在宅医療や在宅介護の増加により、医療系廃棄物が増加することが予想されます。これらは医療系廃棄物として、一般のごみとは区別して処理・処分する必要がありますが、組合の施設では処理・処分することはできないため、医療関係機関や関係団体などとの連携を図り、各家庭から適正に排出・処理できるよう情報提供など必要な対策を推進します。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて福島県及び国（東北地方環境事務所）と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとします。

添 付 書 類

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成27年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	安達地域		(2) 地域内人口	96,068 人		(3) 地域面積	512 km ²					
(4) 構成市町村等名	二本松市、本宮市、大玉村、安達地方広域行政組合		(5) 地域の要件*	人口	面積	沖縄	離島	豪雪	山村	半島	過疎	その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況												
組合を構成する市町村： 二本松市、本宮市、大玉村(昭和47年4月1日 組合設立)												

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成32年度
排出量	事業系	3,911	3,906	4,181	4,378	4,717	3,818	H25比 -19.1%
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.8	0.8	1.0	1.0	1.1	0.9	H25比 -19.5%
	家庭系	21,996	22,573	27,467	28,966	27,856	21,756	H25比 -21.9%
	総排出量(トン)	157.2	168.8	219.2	234.6	229.8	150.5	H25比 -34.5%
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	25,907	26,479	31,648	33,344	32,573	25,574	H25比 -21.5%
	事業系家庭系排出量(トン)	2,555 (9.9%)	2,426 (9.2%)	2,488 (7.9%)	2,504 (7.5%)	2,459 (7.5%)	3,078 (12.0%)	
	直接資源化量(トン)	7,078 (26.0%)	6,924 (25.0%)	6,970 (21.3%)	6,326 (18.7%)	7,024 (20.8%)	7,733 (29.0%)	
熱回収量	総資源化量(トン)	—	—	—	—	—	—	
	熱回収量(年間の発電力量 MWh)	17,432 (67.3%)	17,917 (67.7%)	21,781 (68.8%)	23,337 (70.0%)	22,332 (68.6%)	15,646 (61.2%)	
最終処分量	中間処理による減量化量	2,744 (10.6%)	2,899 (10.9%)	4,003 (12.6%)	4,116 (12.3%)	4,392 (13.5%)	3,266 (12.8%)	
	埋立最終処分量(トン)							

※1 添付資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ等を添付する。

3. 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設理由	型式及び処理方式	施設竣工 予定年月	
ごみ焼却施設	安達地方広域行政組合	ストーカー式、全連続式	有	40t/24h×2炉	平成14年11月	—			
リサイクルプラザ	"	破砕・選別	有	16t/5h	平成28年4月	旧設備の老朽化	破砕・選別	平成29年3月	25t/5h
リサイクルセンター	"	選別・圧縮	有	缶類 3t/5h プラスチック 6t/5h	—	—			
"	"				平成28年4月	保管場所確保、資源化の推進	保管(ストックヤード)	平成29年3月	面積150㎡ (容積430㎡)
"	"				平成28年4月	資源化の推進	選別	平成29年3月	1,000kg/日 小型家電
最終処分場	"	セルアンドサンドイッチ方式	有	103,000㎡	平成12年4月	—			

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成26年度）

事業種別		事業番号 *1	事業主体 名称 *2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考
				単位		開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
事業名称																				
○マテリアルリサイクル推進施設																				
	小型家電選別設備等整備事業	1	安達地方広域 行政組合	1,000 kg/日		H28	H28													
	ストックヤード整備事業	2	安達地方広域 行政組合	面積150㎡ (容積430)		H28	H28													
	粗大ごみ用破砕機整備事業	3	安達地方広域 行政組合	25t/5h		H28	H28													
○施設整備に関する計画支援事業																				
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る 生活環境影響調査事業	31	安達地方広域 行政組合	—		H27	H27													
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る 施設整備計画策定事業	31	安達地方広域 行政組合	—		H27	H27													
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る 小型家電選別設備等整備に伴う地質調査事業	31	安達地方広域 行政組合	—		H27	H27													
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る 施工監理事業	31	安達地方広域 行政組合	—		H28	H28													
合 計																				

*1 事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する番号と一致すること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

*2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

*3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

*4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 *1	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
発生抑制、再 使用の推進に 関するもの	11	有料化	家庭系ごみを有料化し、ごみと資源物の分別排出を徹底。	市村・組合	H27	H31							今後も継続 検討
								検討					
	12	集団資源回収の推進	補助金の活用、PRの推進等により、資源回収量の拡大を図る。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
	13	生ごみの発生抑制と減量化	食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄を少なくするための啓発を行う。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
	14	過剰包装の抑制	レジ袋や過剰包装を断るなどの消費行動を住民に広く周知する。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
	15	事業者に対する指導	適正に分別されていない場合には搬入を規制するなど指導を徹底。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	16	処理手数料適正化のための定期的な検討	事業系ごみの手数料を見直し、適切な経済的インセンティブを与える。	市村・組合	H27	H31							今後も継続 検討
								検討					
	17	事業者等による資源回収、ごみ減量への取り組みの推進	資源物の店頭回収、販売店回収などへの協力要請。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
	18	情報の共有化	住民・事業者にごみの発生抑制や正しい排出方法の浸透を図る。	市村・組合	H27	H31							
処理施設の整備に関するもの								実施					
	19	環境教育・環境学習	ごみ処理施設見学会の機会拡大、啓発活動などにより意識改革を図る。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
処理施設の整備に関するもの	20	連携・協力体制の強化	連携・協力体制の強化、情報の共有化など。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
	21	家庭系ごみの処理体制の再検討	地域全体でのより適正なごみ出し方法や分別区分などについて検討。	市村・組合	H27	H31							今後も継続 検討
処理施設の整備に関するもの								検討					
	22	事業者への指導の徹底	排出者処理責任、多量排出事業者への減量化計画の提出などを指導。	市村・組合	H27	H31							
								実施					
処理施設の整備に関するもの	1	小型家電選別設備等整備事業	設備を新設し、小型家電製品の資源化を推進。	組合	H28	H28	○		整備工事				
	2	ストックヤード整備事業	効率的かつ合理的な保管場所確保のため新たに整備し、資源化を推進。	組合	H28	H28	○		整備工事				
	3	粗大ごみ用破砕機整備事業	設備を更新し、不燃ごみ・粗大ごみ等の適正処理と資源化を推進。	組合	H28	H28	○		整備工事				

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 *1	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	組合	H27	H27	○	生活環境 影響調査					
	31	施設整備計画策定事業	施設整備計画策定	組合	H27	H27	○	施設整備 計画策定					
	31	小型家電選別設備等整備に伴う地質調査事業	地質調査	組合	H27	H27	○	地質調査					
	31	施工監理事業	施工監理	組合	H28	H28	○		施工監理				
その他	41	再生品需要拡大	再生品やエコマーク商品等の利用拡大。リサイクル品の展示等の検討。	市村・組合	H27	H31		実施・検討					
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発。	市村・組合	H27	H31		実施					
	43	不法投棄対策	看板設置、巡回パトロール、住民・事業者に対する意識啓発。	市村・組合	H27	H31		実施					
	44	災害廃棄物対策	周辺自治体や関係団体等との連携・協力体制の強化。	市村・組合	H27	H31		実施					
	45	特殊廃棄物対策	医療系廃棄物対策、処理システム作りの検討。	市村・組合	H27	H31		検討					

*1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	安達地方広域行政組合		
(2) 施設名称	小型家電選別設備等	ストックヤード	粗大ごみ用破砕機
(3) 工期	平成28年度	平成28年度	平成28年度
(4) 施設規模	処理能力 1,000kg/日	処理能力 面積150㎡ (容積430㎡)	処理能力 25t/5h
(5) 形式及び処理方式	選別	保管	破砕・選別
(6) 地域計画内の役割	小型家電製品の資源化を推進	古紙の資源化を推進	不燃ごみ・粗大ごみ等の適正処理と資源化を推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ☐ 無 ☒		

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料 及びその利用計画			
-------------------------	--	--	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画			
---------------	--	--	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物		古紙	
---------------	--	----	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳			
---------------------------	--	--	--

(12) 事業計画額	148,303 千円	43,520 千円	150,251 千円
------------	------------	-----------	------------

計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	安達地方広域行政組合			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため			
(3) 事業名称	生活環境影響調査事業	施設整備計画策定事業	小型家電選別設備等整備に伴う地質調査事業	施工監理事業
(4) 事業期間	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度
(5) 事業概要	生活環境影響調査	施設整備計画策定	地質調査	施工監理
(6) 事業計画額	4,950 千円	4,442 千円	1,620 千円	18,900 千円

添付資料 1 対象地域図

焼却施設（リサイクルプラザ併設）				
名	称	もとみやクリーンセンター		
所	在	地	福島県本宮市本宮字作田113	
稼	働	開	始	平成15年4月
【 焼 却 施 設 】				
処	理	能	力	焼却施設 80t/日（40t/24h×2炉）
処	理	方	式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
【リサイクルプラザ】				
処	理	能	力	16t/5h（粗大ごみ、資源ごみを含む）
処	理	方	式	選別、圧縮、機密文書等の裁断
資源施設				
名	称	リサイクルセンター		
所	在	地	福島県本宮市本宮字作田113	
処	理	能	力	缶類処理系統 3 t /5h プラスチック製容器包装処理系統 6 t /5h
稼	働	開	始	平成22年4月
最終処分場				
名	称	東和クリーンヒル		
所	在	地	福島県二本松市太田字寺沢61	
処	理	能	力	70m³/日 生物処理＋凝集沈澱処理＋高度処理＋消毒 接触ばっ気方式
稼	働	開	始	平成12年4月



添付資料 2 分別区分説明資料

ごみの区分		ごみの種類	排出 容器等	収集 頻度等
可燃ごみ		生ごみ、紙類、草花、小型の木製品、革製品、紙おむつ、焼却灰	指定袋	週2回
ビニ・プラごみ		ビニール・プラスチック類	指定袋	週1回
不燃ごみ		破砕処理する不燃ごみ	金属類、金属・ガラス等を含むプラスチック製品、カセットボンベ、スプレー缶、時計、ラジカセ等	指定袋 週1回
		破砕処理しない不燃ごみ	ガラス製品、せともの、電球、蛍光灯、化粧びん、石、砂、ガレキ類等	
資源 ごみ	布類	衣類、布製品	指定袋	週1回
	紙類	新聞紙、雑誌・広告、紙製容器包装、段ボール、牛乳パック	ひも結束	週1回
	空き缶	スチール缶、アルミ缶	専用 コンテナ	週1回
	空きびん	無色透明びん、茶色びん、青・緑びん、黒びん、生きびん	専用 コンテナ	週1回
	ペットボトル	飲料用ペットボトル 等	専用 コンテナ	週1回
粗大ごみ		自転車、机、ベッド（スプリング入りは除く）、カーペット、タンス 等	—	戸別収集 月2回
有害ごみ		乾電池（ボタン電池は除く）	回収袋	週1回

添付資料3 目標の設定に関するグラフ等

1. 一般廃棄物処理の実績と見通し

指 標	単位	実績						見通し							
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
人口	人	101,304	100,650	99,954	98,529	98,655	96,068	96,420	96,185	95,964	95,757	95,563	95,378	95,204	
家庭系ごみ	t/年	23,684	21,996	22,573	27,467	28,966	27,856	22,660	22,501	22,346	22,194	22,045	21,899	21,756	
1人当たりの排出量	kg/人	154.9	157.2	168.8	219.2	234.6	229.8	169.2	166.1	163.0	159.9	156.8	153.6	150.5	
事業系ごみ	t/年	4,176	3,911	3,906	4,181	4,378	4,717	3,970	3,943	3,917	3,892	3,867	3,842	3,818	
1事業所当たりの排出量	t/事業所	0.9	0.8	0.8	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
事業系家庭系排出量合計	t/年	27,860	25,907	26,479	31,648	33,344	32,573	26,631	26,445	26,263	26,085	25,912	25,741	25,574	
総資源化量	t/年	7,624	7,078	6,924	6,970	6,326	7,024	6,854	7,000	7,147	7,293	7,439	7,586	7,733	
リサイクル率	%	26.0	26.0	25.0	21.3	18.7	20.8	24.7	25.4	26.1	26.8	27.6	28.3	29.0	
減量化量	t/年	18,906	17,432	17,917	21,781	23,337	22,332	17,245	16,970	16,699	16,431	16,167	15,905	15,646	
減量化率	%	67.9	67.3	67.7	68.8	70.0	68.6	64.8	64.2	63.6	63.0	62.4	61.8	61.2	
最終処分量	t/年	2,816	2,744	2,899	4,003	4,116	4,392	3,616	3,556	3,496	3,438	3,380	3,323	3,266	
最終処分率	%	10.1	10.6	10.9	12.6	12.3	13.5	13.6	13.4	13.3	13.2	13.0	12.9	12.8	

注：総資源化量には集団回収量を含む。

